

登録番号 (31) 68

建設業許可申請 変更の手引

発行 令和元年12月
東京都都市整備局市街地建築部建設業課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
03-5321-1111 (代)
(内線) 30-661
ホームページアドレス
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kensetsu/index.html>

印刷 株式会社サンワ

本書は再生紙を使用しています。



許可後の手続

| | 届出事項 | 届出期間 |
|----------|-----------------------|------------------|
| 変更に関するもの | 決算報告 | 事業年度終了後4か月以内(※1) |
| | 商号の変更 | 変更後30日以内 |
| | 営業所の名称の変更 | |
| | 営業所の所在地・電話番号・郵便番号の変更 | |
| | 営業所の新設、廃止(※2) | |
| | 営業所の業種追加、業種廃止(※2) | |
| | 資本金額の変更 | |
| | 役員等・代表者(申請人)の変更 | |
| | 支配人の変更 | |
| | 建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更 | 変更後2週間以内 |
| | 経営業務の管理責任者の変更 | |
| | 専任技術者の変更 | |
| | 国家資格者等・監理技術者の変更 | |
| 廃業に関するもの | 全部廃業 | 廃業後30日以内 |
| | 一部廃業(※2) | |

※1 毎年必ず、決算報告の届出が必要です。期日の到来している決算報告の届出がされていない場合は、更新申請、般特新規申請、業種追加申請はできません。

※2 営業所の新設、廃止、業種追加及び業種廃止並びに一部廃業に伴い、専任技術者の変更届を提出する場合は、変更後2週間以内の届出になります。

※3 国家資格者等・監理技術者の変更届は、変更が生じたときは速やかに変更届を提出してください。

※ 許可の有効期間は5年間です(建設業法第3条)。
5年間の有効期間が満了する30日前までに更新手続をしてください。